

補償の概要 盗難や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

■補償範囲

事故例	他の自動車との衝突	盗難	火災・台風など				単独事故			あて逃げ
			火災・爆発	台風・竜巻・洪水・高潮	落書・いたずら	物の飛来・落下	電柱・ガードレールに衝突	自転車との衝突・接触	墜落・転覆	
ご契約タイプ										
一般条件	○	○※3	○	○	○	○	○	○	○	○
車対車・限定危険※1	○※2	○※4	○	○	○	○	×	×	×	×

※1「車対車事故・限定危険特約」を付帯した車両保険をいいます。なお、ご契約の自動車が二輪自動車・原動機付自転車など一部のご契約には付帯できません。

※2「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された場合に限り補償します。

※3 ご契約の自動車が二輪自動車・原動機付自転車の場合、または「車両盗難対象外特約」が付帯されている場合は補償されません。

※4「車両盗難対象外特約」が付帯されている場合は補償されません。

ご注意 車両保険では地震・噴火・津波による損害は補償されません。「地震・噴火・津波車両全損時一時金特約」を付帯することにより、ご契約の自動車に損害が生じ所定の状態になった場合に、一時金をお支払いします。

無過失車対車事故の特則

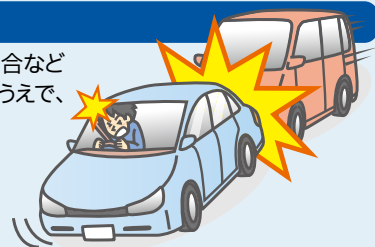
相手自動車との衝突・接触事故による車両保険金のお支払いについて、次のいずれかの条件に該当する場合など一定の条件を満たすときは、当社と締結する継続後のご契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。

- 相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」または「駐車中のご契約の自動車への衝突・接触」による事故において、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったと当社が判断した場合
- 事故発生に関して、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合

ご注意 1. 「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された事故に限りです。

2. 次の特約の保険金をお支払いする場合は、この特則の対象外です。

・車両新価特約 ・車両全損修理時特約 ・全損時諸費用再取得時倍額特約 ・車両積載動産特約 ・休車費用特約（「SGP」のみ）



主な特約

オプション お客さまのご希望により付帯できます。

事故で新車が大破！買い替えて、また新車に乗りたい！ そんなときには…

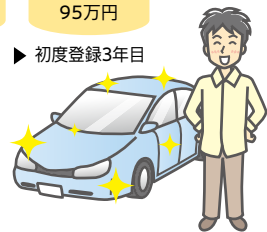
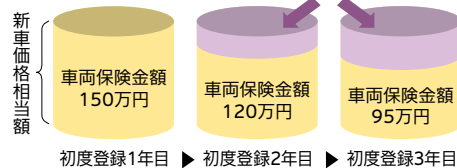
車両新価特約 **オプション**

ご契約の自動車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上※となった場合、実際にかかる自動車の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費について、新車価格相当額を限度にお支払いする特約です。

また、所定の要件を満たす場合は、再取得時諸費用保険金をお支払いします。

※内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合に限りです。

- ご注意**
1. 車両保険を適用した自家用8車種のノンフリート契約に限り付帯できます。
 2. 盗難による損害はこの特約の対象外です(盗難後にご契約の自動車が発見された場合は対象となります。)
 3. リースカーを対象とするご契約にはこの特約は付帯できません。
 4. 事故発生日の翌日から起算して1年以内に代替の自動車を再取得またはご契約の自動車を修理された場合に限りです。
 5. この特約により再取得時諸費用保険金をお支払いする場合は、車両保険の全損時諸費用保険金をお支払いしません。
 6. この特約は、次の条件をすべて満たす場合に限り、付帯することができます。
 - ・ご契約期間の初日の属する月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して25か月以内であること。
 - ・満期日の属する月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して37か月以内であること。



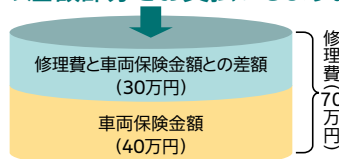
事故で修理費が高額！だけど、愛着のある自動車を修理して乗り続けたい！ そんなときには…

車両全損修理時特約 **オプション**

車両保険金のお支払いの対象となる事故において、修理費が車両保険金額を超過した場合は、超過した修理費について50万円を限度にお支払いする特約です。

- ご注意**
1. 事故発生日の翌日から起算して1年以内に修理された場合に限りです。
 2. この特約は、ご契約期間の初日の属する月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して25か月を超える場合に付帯することができます。

この差額部分をお支払いします。



★「THEクルマの保険」は「個人用自動車保険」のペットネーム、「SGP」は「一般自動車保険」のペットネームです。
★このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

保険金・返れい金などのお支払いに関する留意事項のご説明
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳しい内容につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
共同保険に関するご説明
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券(等)の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-3111
URL <http://www.sjnk.co.jp/>

株式会社 損害保険ジャパン
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-3111
URL <http://www.sompo-japan.co.jp/>

日本興亜損害保険株式会社
〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3 TEL.0120-919-498
URL <http://www.nipponkoa.co.jp/>

お問い合わせ先

重機建設機械の盗難保険「一般自動車保険(SGP)」について

加入条件について

Q 個人事業でも加入できますか？

A 個人法人ともに日本全国の事業者が加入できます。

Q どんな重機が加入できますか？

A バックホー、ユンボ、ブルドーザ、クレーン、ホイローダ、パイルドライバ等の建設機械、農耕トラクタも可能です。

Q 加入時に必要な書類はありますか？

A 購入時の売買契約書又は検査記録表と現物を確認できる写真をご提出いただけます。

Q 何台かまとめて加入できますか？

A 可能です。まとめてご加入される割引制度があります。
2台は1%、3~5台は3%、6台~9台は5%の割引。10台以上(※)も割引制度があります。
(※)フリート契約となります。

支払い保険料について

Q 新規加入の保険料はいくらですか？

A 大型(バケット容量0.1超)のバックホーとその他小型の建設機械に分かれます。
大型は例えば0.25のバックホーだと月々12,060円です。
保険金額800万円、自己負担額なし、代車費用15,000円/日が補償されます。
小型は例えば0.1のバックホーだと月々5,280円です。
保険金額400万円、自己負担額なし、代車費用15,000円/日が補償されます。
※6(S)等級、車両保険は一般条件、事故・故障時代車費用付帯による計算です。

Q 保険料の調整は可能ですか？

A 可能です。免責金額の設定や、代車特約の削除などでお支払いを下げることができます。

Q 保険料の支払い方法は？

A 月払い、年払い、長期一括払い(最長5年)が選べます。
口座振替、振込みによる支払いが選べます。

Q 事故の有無で保険料は変わりますか？

A 事故が無ければ、次回更新時に割引率が大きくなります。
(更新を続けた場合の最終割引率、最大63%まで)
事故で保険を使うと、次回更新時に所定の規定により割引率が小さくなります。
割増になる場合もあります。

Q いつから補償は始まりますか？

A 申し込み書類を提出していただければ、申込書の保険始期日(申込日以降の任意の日)から補償されます。

Q 盗難されたら契約どおりに保険金はもらえるのですか？

A 保険金額はお申込時に保険会社と協定した金額ですので、契約どおりの受け取りができます。

Q 盗難以外の事故で補償されますか？

A されます。例えば、衝突、火災爆発、洪水・高潮、いたずら、転落・接触などの自損事故、当て逃げなどが補償されます。トレーラ輸送中の破損事故も補償できます。

Q 盗難の被害にあった後、重機を買い換えるまでのレンタル会社から借りた費用は補償されますか？

A 1日最大15,000円、30日限度のレンタル費用が受け取れる設定が可能です。

Q 盗難などの事故の被害に、場所や時間の制限はありますか？

A ありません。24時間、365日、日本全国どこでも補償されます。

Q 保険金額が更新時に大幅に下がることはないか？

A ありません。基本的には、重機の売買実勢価格をもとに保険会社と価額を協定しますので、更新時に実勢価格を大幅に下回る保険金額で更新することはありません。
ただし、計年減価は反映されますのでご注意ください。

補償内容について